平成２５年（フ）第７７５号
東京都調布市西つつじケ丘４丁目40番地３
破産者　山竹　　聰
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５９４号
静岡県御前崎市御前崎4496番地
破産者　株式会社光照丸
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１４号
静岡市清水区川原町25番23号
破産者　有限会社中田電気工業所
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０４３号
愛知県あま市七宝町下田堂中40番地の１
破産者　大宝建鉄有限会社
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３３１号
名古屋市西区十方町156番地
破産者　有限会社アイセー
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６５９号
名古屋市守山区天子田３丁目809番地
破産者　株式会社Ａ＆Ｔ
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７７号
松江市八雲台２丁目９番35号
破産者　株式会社和喜産業
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７８号
島根県雲南市木次町木次586番地
破産者　宇田川和義
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６号
北海道北見市常呂町字常呂323番地
破産者　有限会社大友呉服店
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２６年（フ）第９２号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字東柳ノ町18番地
１マルモビル２Ｆ
破産者　アテルイ株式会社
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２４７号
茨城県小美玉市下吉影567番地
破産者　有限会社山屋商店
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３８号
東京都東大和市清原２丁目１番地３―604号
破産者　大野　　登
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２０８号
東京都東大和市芋窪３丁目1708番地の１
破産者　有限会社谷建材
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２０９号
東京都東大和市芋窪３丁目1708番地の１
破産者　谷　　真利
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３５３号
東京都清瀬市竹丘２丁目14番30号
破産者　有限会社キクヤ電工
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３５４号
東京都清瀬市竹丘２丁目７番４号アヴェニール竹丘310号
破産者　菊谷　　満
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８６１号
神奈川県茅ヶ崎市幸町３―５アルス茅ヶ崎103、商業登記簿上の本店所在地神奈川県茅ヶ崎市新栄町13番地48クラシナビル２Ｆ
破産者　有限会社テンシー
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９１３号
神奈川県茅ヶ崎市本村４丁目11番７号
破産者　有限会社Ｋａｚ＆Ａｓｓｏｃｉａｔｅｓ
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９１９号
横浜市南区六ツ川４丁目1199番地の258
破産者　株式会社ブリッジ・メタウェア
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１３号
静岡市葵区七間町18番14号　千田ビル１Ｆ
破産者　有限会社アールストア
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０２号
静岡県沼津市大塚233番地の１
破産者　株式会社振誠テクニカ
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４７９号
静岡県伊豆市門野原134番地の１
破産者　有限会社梅月
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係